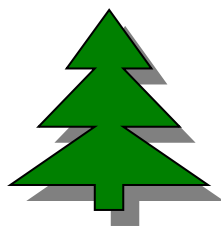


令和4年5月6日 発行 (No.026)



安全・適正就業通信

安全適正就業委員会・衛生委員会

公益社団法人 四国中央市シルバー人材センター

令和3年度 県最優秀作品表彰 安全就業スローガン

宇和島市 善家 伊佐夫様

「気の緩み そこに危険が見え隠れ」

4/21 令和4年度 第1回安全・適正就業委員会、衛生委員会 合同開催

「安全パトロール」で、草刈、草引き、剪定作業現場におもむき情報交換や事故防止について話しました



今月の安全パトロールは、草刈、草引き、剪定作業現場におもむき、各委員間で意見や情報の交換が行われました。

◆草刈り作業について西部の現場では2枚刃使用であったが、全シ協では全面禁止の指導となっているが、現場の状況によりやむを得ない場合については、2枚刃解禁ということではないということを確認していただいた上で、最小限の使用をお願いしたい。

◆草が寝て水路がどこかわからないような場所や近くに車が止まっているような現場では事前に車の移動等を考えたり、水路周りには先に刈っておく等の注意が必要だ。

◆草引きの現場では、車の通行が多い時間帯を避けて作業がおこなわれていたので良かった。

◆剪定作業現場では、命綱着用等しっかりとした作業状態であったが、道路面での作業は表示板が必要との意見があった。



就業・帰宅途上の交通事故急増！

下記傷害事故のとおり就業途上や帰宅途上での交通事故が昨年12月以降急増しております。運転マナーはもちろんですが、走行中の気のゆるみ、はやる気持ちにはくれぐれも気を付けて、安全運転に心がけることをお願いいたします。

令和3年度 四国中央市シルバー人材センター「事故発生状況」

傷害事故

(令和4年3月31日現在)

発生日	作業区分	事故発生状況	備考
1 令和3年4月28日	管理業務	川の江城天守閣管理業務に就業中、屋外の掃き掃除をするために倉庫に置いてあった手袋をはめたところ、中に入っていたムカデに右手親指の第一関節より上のところをかまれたため、病院で治療を受けた。	通院2日
2 令和3年7月12日	剪定業務	伊予三島運動公園内で剪定作業中、飛んできた黄色スズメバチに左手甲を刺された。左手の痛みが続き腫れてきたことから、病院で診察を受けると入院加療が必要とのことで、1日入院した。	入院1日
3 令和3年8月9日	管理業務	柳瀬排水管理事務所に就業中、台風9号の接近で水位が上がり、警報が鳴ったので行ってみると、池の入り口のスクリーンにゴミが溜まっていた。雨が降っていたので、傘をさしたまま片手で手動のウインチを回していたところ、急に逆回転して右手の甲の当たり、切れたため病院で12針縫った。	通院3日
4 令和3年10月8日	営繕業務	市営西新町団地の空き家敷地内から道路に張り出している雑木の枝にスズメバチの巣があることに気づかず、鋸で切断したところ蜂が飛び出し、左耳を刺される。以前2回スズメバチに刺されていることから、病院で治療を受けた。	通院1日
5 令和3年12月9日	就業途上	四国中央市老人福祉センターへの管理業務のため軽自動車通勤途中、三島公園入口の高速道側道交差点を南進中、東進してきた普通自動車と衝突した。車両が転覆し負傷したことから、救急車で病院に運ばれた。	入院2日
6 令和3年12月17日	帰宅途中	就業場所である萬翠荘での洗濯業務を終え自転車で帰宅中、突風に煽られ路面に転倒。左膝と左肘を打撲し、切創を負う。その後病院で診察を受けると、左膝半月板を骨折しており、3週間の自宅療養が必要との診断を受けた。	通院4日
7 令和4年2月21日	就業途上	バイクで草引きの就業場所へ向かう途中、国道11号線に出たところ、東進してきた普通自動車と接触転倒し、腰部を打撲した。救急車で病院に搬送され診察を受けると、第12胸椎圧迫骨折とのことで、入院することとなった。	入院中
8 令和4年3月18日	帰宅途上	事務所での清掃作業を終えバイクで帰宅中、道路の左脇に寄りすぎたため石ころを踏み転倒。胸と顔を打ったため、病院で診察を受けると、打撲と診断された。	通院中
9 令和4年3月29日	帰宅途上	工場内での清掃作業を終えバイクで帰宅中、右折しようとして国道11号線に出たところ、道路を挟んで向かいから出てきた自動車と接触し、転倒した際に倒れてきたバイクが右足に当たった。病院で診察を受けると、右足甲にひびが入っていた。	通院中



賠償事故

(令和4年3月31日現在)

1 令和3年9月13日	草刈作業	畑を刈払機で草刈作業中に石をはね、約8m西側の一段下がった駐車場に停めてあった車の助手席ガラス、助手席ボディを破損させた。チップソーで作業していたが、防護ネット等の保護措置はしていなかった。	賠償額86,130円
2 令和3年11月13日	草刈作業	大谷川通り線を刈払機で草刈作業中に石をはね、約15m先の民家に停めてあった車のバックドアガラスを破損させた。刈払機はチップソーで、別の会員がコンパネ板で防護もしていた。	賠償額160,600円
3 令和4年1月27日	剪定作業	住宅の庭木の剪定作業中、枝打ちしたカシの枝を地面に落としたところ、給湯器の露出した配管に当たり同配管が破損し、水が噴き出した。	賠償額23,900円